

公布された規則のあらまし

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 17 号）

- 1 佐賀県住宅供給公社の解散に伴い、所要の改正を行うこととした。（第 6 条関係）
- 2 佐賀県小規模水道条例の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（第 17 条及び第 26 条関係）
- 3 騒音に係る規制基準は、騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により知事（市の区域内の地域については、市長）が指定する地域について、同法第 4 条第 1 項の規定により知事が定める規制基準とすることとした。（別表第 2 関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 については、佐賀県住宅供給公社の解散の日から施行することとした。

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 18 号）

- 1 新たな工鉦業上の試験項目に係る手数料の額を定めるとともに、新たに導入された設備機械等の使用に係る使用料の額を定めることとした。（第 2 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第 19 号）

- 1 この規則において、佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の施行に関し必要な事項を規定することとした。（第 1 条関係）
- 2 手数料の減免申請書の様式を定めることとした。（第 12 条及び様式第 16 号関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 20 号）

- 1 証紙売りさばき人の指定基準に、売りさばき所の位置等を勘案することを追加することとした。（第 10 条関係）
- 2 証紙による収入の方法で徴収する手数料の種目に、介護支援専門員実務研修受講試験手数料等を加えることとした。（別表関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、2 については、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。